

災害はい

つ襲ってくるか

分かららない



▲平成 26 年 7 月に発生した増水によるがけ崩れ (西深川地区)

土砂災害防止月間 6/1 → 30

がけ崩れ防災週間 6/1 → 7

昨年8月に広島市で発生した土砂災害では、深夜の集中豪雨により一瞬にして多くの命が奪われました。災害はいつどこで発生するのかわかりません。避難経路や避難場所を確認したり、非常時持ち出し品を準備したりするなど、日頃から備えておくことが大切です。

危険な箇所を知っておこう

自分たちの住んでいる地域のどの場所が危険なのかを「土砂災害警戒区域設定箇所一覧図」などにより確認しておきましょう。一覧図は各自治会に配布しています。

また、三隅・油谷地区では、今年3月に土砂災害特別警戒区域が指定されました。指定区域は左記にて確認できます。

山口県土砂災害ポータル

<http://d-keikai.pref.yamaguchi.jp/portal/>

土砂災害警戒区域の問い合わせ

- ・ 防災危機管理課 Tel 23・1111
- ・ 三隅支所 Tel 43・0277
- ・ 日置支所 Tel 37・2168
- ・ 油谷支所 Tel 32・1114

土砂災害警戒情報を確認しよう

「土砂災害警戒情報」は、大雨警報発表後、山口県と下関地方気象台が、土砂災害発生の危険性が高まったときに発表する防災情報です。

市では、ケーブルテレビの緊急文字放送や音声放送、ホームページや防災メールなどにより、警戒や避難

を呼びかけます。また、避難勧告が発令された場合は、広報車により避難するように告知します。

最新の防災情報は、次のインターネットのサイトでチェックすることができます。

土砂災害警戒情報

<http://d-keikai.pref.yamaguchi.jp/dosai/>

県土木防災情報システム

<http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>
・ パソコン
・ 携帯電話
<http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>

※「山口県 土砂災害」で検索

危険を感じたらすぐに避難

次のような災害の前兆を確認したら、たとえ無駄になっても早めに避難をするようにしましょう。避難が遅れると状況がさらに悪化して避難が困難になることがあります。

避難場所への移動が危険な場合や危険が切迫した場合は、屋内の一番安全な場所に移動してください。

土砂災害の主な前兆現象

- 土石流
 - ・ 山鳴りがする
 - ・ 急に川が濁り流木が混ざる
 - ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- がけ崩れ
 - ・ がけに割れ目が見える
 - ・ がけから水が湧き出ている

防災出前講座を実施します

市では、災害に関する知識を深め、防災意識を高めるため、防災危機管理課職員による「防災出前講座」を実施します。自治会集いやサロンなど、人の集う機会に利用してください。休日・夜間でも講座を実施します。開催を希望する場合は、防災危機管理課まで問い合わせください。

危険な箇所を知っておこう

- ・ がけから小石が落ちてくる
- ・ 木の根が切れる音がする
- 地すべり
 - ・ 沢や井戸の水が濁る
 - ・ 地面にひび割れができる
 - ・ 斜面から水がふき出す
 - ・ 家や擁壁に亀裂が入る
 - ・ 家や擁壁、樹木などが傾く

洪水ハザードマップの活用を

長門市では、深川川・木屋川・三隅川・掛淵川・大坊川・泉川に関係する世帯に、河川洪水ハザードマップ（洪水避難地図）を配布しています。これは、洪水で想定される浸水状況や避難情報を市民の皆さんに提供し、いざというときの速やかな避難に役立つものです。

日ごろから目の届くところに置き、災害時の避難場所・連絡先・心得などについて活用してください。

ハザードマップ利用上の注意

この地図は、県が指定した浸水想定区域をもとに作成しています。浸水予想は、雨の降り方や土地利用の変化などにより実際の浸水範囲と異なる場合があります。

マップに関する問い合わせ

- ・ 防災危機管理課 Tel 23・1111
- ・ 都市建設課土木係 Tel 23・1148

日頃から非常時に備える

当面の生活に必要な物品を用意しておきましょう。避難時に両手が使えないように、非常時持ち出し品はリュックに入れておきましょう。また、定期的に点検しましょう。

非常持ち出し品を用意しよう

- 飲料水 ミネラルウォーター
- 非常食 乾パンや缶詰など調理せずに食べられるもの
- 懐中電灯 予備電池も必要
- 携帯ラジオ FM・AMの両方が聞けるもの（予備電池も必要）

救急薬品・常備薬 消毒液や絆創膏、傷薬、包帯、ガーゼ、風邪薬、胃腸薬、鎮痛剤など

ヘルメット（防災ずきん）

現金・貴重品

その他 マッチ／ライター／軍手／衣類等

避難場所を家族で決めておく

市では、これまでの避難予定場所を見直し、災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所、地区において切迫する危険からいったん逃れるための地区一時避難場所の3つに区分し

ました。

指定緊急避難場所と指定避難所は、災害対策基本法の基準に従って市が指定するもので、地区一時避難場所は、自治会や自主防災組織で定めることとしました。

災害時の避難場所をもう一度確認し、避難する道順、連絡方法を家族で決めておきましょう。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所は、広報ながと2月1日号および4月1日号の長門市役所ミニガイドを参照してください。

FMアリアで災害時に緊急放送

重大な災害が発生した時やその可能性がある場合には、災害情報をFMアリアで放送します。災害時に24時間体制で情報を提供します。

FMアリアの周波数 87・8 MHz

災害の兆しが見えたら

災害の兆しが見えたら、次の関係機関に場所や状況を連絡するとともに、避難の準備を始めてください。

連絡先

- ・ 防災危機管理課 Tel 23・1111
- ・ 長門市消防本部 Tel 22・0119
- ・ 長門警察署 Tel 22・0110